



第16回法整備支援連絡会(2015年)



主 催

法務省 法務総合研究所(RTI)

独立行政法人国際協力機構(JICA)

Program

日時 平成27年1月23日(金)午前9時40分から午後6時まで

場所 大阪会場:法務総合研究所「国際会議室」
東京会場:独立行政法人国際協力機構(JICA)本部228, 229会議室

テーマ 「ポスト2015時代の法整備支援」

後援 最高裁判所
日本弁護士連合会
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所
公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)

Time Table

開会挨拶:9:40~10:00

法務総合研究所 赤根 智子
国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部長 植嶋 卓巳

第一部 基調講演, 質疑:10:00-11:30

講演者 : デイビッド・マローン氏(国際連合大学学長・国際連合事務次長)
コメンテーター: 横田 洋三氏(法務省特別顧問)
「ポスト2015と法の支配・ガバナンス」

第二部 政府, 支援実施機関による報告, 質疑:13:00-15:00

- ・国連開発計画 政策・プログラム支援局 法の支配, 司法及びセキュリティチームリーダー
アレハンドロ・アルバレス氏
- ・世界銀行 ガバナンス・グローバルプラクティス 法律顧問
ハイケ・グラムコウ氏
- ・欧州委員会 国際協力・開発総局 ガバナンス, 民主主義, ジェンダー, 人権課長
ジャン・ルイ・ヴィル氏
- ・外務省 国際協力局 政策課 課長補佐
濱田 摩耶氏

第三部 全体討議, 質疑:15:40-17:50

モデレーター:慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘氏

© 大阪観光局((公財)大阪観光コンベンション協会)

総括・閉会挨拶:17:50~18:00

公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)理事長 原田 明夫

18:30~ レセプション

備考:日本語・英語同時通訳

第一部 基調講演

講演者



国際連合大学学長・国際連合事務次長

Rector of the United Nations University
Under-Secretary-General of the United Nations

デイビッド・マローン氏 Dr. David M. Malone

カナダ出身。

経営学士号(モントリオール商科大学)、アラビア語修了証書(アメリカン大学(カイロ))、行政学修士号(ハーバード大学ケネディ行政大学院)、国際関係の博士号(オックスフォード大学)を取得。

国連経済社会理事会カナダ代表、国連代表部大使(次席代表)を歴任した後、2008年から2013年までカナダ国際開発研究センター総裁。カナダ外務・国際貿易省(DFAIT)政策・国際機関・地球規模問題局局長、国際平和アカデミー(現国際平和研究所)所長、カナダ外務・国際貿易省次官補、カナダ国駐インド高等弁務官、ブータン及びネパール非常駐大使などの要職を歴任。

また、ブルッキングス研究所の経済研究プログラム、トロント大学マッセイカレッジ、カールトン大学ノーマン・バタースン国際問題研究所の研究ポストに就き、コロンビア大学の客員研究員および非常勤教授、ニューヨーク大学ロースクールの非常勤教授としても活動。このほか、平和と安全保障問題、また国際開発に関する論文や著書の執筆も精力的に行う。

コメンテーター



法務省特別顧問

Special Advisor to the Ministry of Justice of Japan

横田 洋三氏 Dr. YOKOTA Yoza

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。

世界銀行法律顧問、国際基督教大学教授、アデレード大学客員教授、シガン大学客員教授、コロンビア大学客員教授、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授、中央大学法学部・法科大学院教授などを経て、現在は、法務省特別顧問、公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長及び公益財団法人日本ユニセフ協会顧問として活動。

同時に国連大学学長特別顧問、国際連合大学高等研究所客員教授、国連人権促進保護小委員会委員、国連人権委員会ミャンマー担当特別報告者、国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門家委員会委員・委員長、日本国際連合学会理事長などの要職を歴任。

専門は国際法、国際機構法、国際人権法、国際経済法。

第二部 政府, 支援実施機関による報告
第三部 全体討議



**国連開発計画 政策・プログラム支援局
法の支配, 司法及びセキュリティチームリーダー**

Team Leader - Rule of Law, Justice and Security, Bureau for Policy and Programme Support,
United Nations Development Programme

アレハンドロ・アルバレス 氏
Mr. Alejandro Alvarez

世界銀行 ガバナンス・グローバルプラクティス 法律顧問
Lead Counsel and Acting Practice Manager, Governance and Inclusive Institutions Practice,
WORLD BANK



ハイケ・グラムコウ 氏
Dr. Heike Gramckow



**欧州委員会 国際協力・開発総局
ガバナンス, 民主主義, ジェンダー, 人権課長**

Head of Unit - Governance, Democracy, Gender, Human Rights, Directorate General for
International Cooperation and Development, European Commission

ジャン・ルイ・ヴィル 氏
Mr. Jean-Louis Ville

外務省 国際協力局 政策課 課長補佐
Deputy Director, Aid Policy and Management Division, International Cooperation
Bureau, Ministry of Foreign Affairs of Japan



濱田 摩耶 氏
Ms. HAMADA Maya



慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
Keio University Law School

松尾 弘 氏
Prof. MATSUO Hiroshi



法務省 法務総合研究所 国際協力部

TEL : 06-4796-2153

E-mail : icdmoj@moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請			
1993	・森嶋昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介			
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(1996年まで年1回)	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催		
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施			
1996	・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請	
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)	・上記本邦研修継続		
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査(12月)、本邦研修(2月)を実施	・経済法研修
1999	・ハノイにて日越民商法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催	・本邦研修(11月)、現地セミナー(2月)を実施	
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名(検事、裁判官出身、弁護士各1名)派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・現地セミナー(6月)、本邦研修(11月)を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣(12月) ・日弁連が司法調査団を派遣(4月)	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催(なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修(10月・3月) ・現地セミナー(2回)	・JICA調査団派遣
2002	・前年と同様 JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官出身)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援、立法化支援)	・長期専門家1名を派遣(検事) ・現地セミナー(4回) ・本邦研修(10月・3月)	・本邦研修を実施(年1回) ・現地セミナーを開催(年1回) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・JICA調査団派遣 ・外務省・JICAが最高裁長官を招へい
2003	・法整備支援フェーズ3開始(2003年7月～2006年6月) 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 (法務省・最高裁・日弁連) 判決書・判例整備共同研究会開始 (法務省・最高裁・日弁連) ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴訟、法曹養成) ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(法務省)	・JICAプロジェクト開始(2005年6月まで予定) 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣(検事) ・本邦研修(11月・2月)	・本邦研修(年1回) ・企画調査員として長期専門家派遣(弁護士) ・日本・インドネシアADR比較研究セミナー(本邦研修)を実施
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴訟、法曹養成) 判決書・判例 ・民事訴訟法成立(6月15日) 改正破産法成立(6月15日) ・本邦研修実施(1月、2月) (法曹養成、民法改正共同研究)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2007年4月まで) 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(法務省) ・本邦研修実施(2月)(民法・民訴訟)	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(年2回) ・現地セミナー	・本邦研修(年1回) ・インドネシア競争政策・規制緩和和研修プロジェクト開始(公正取引委員会、2006年7月まで) ・企画調査員1名を派遣

所が把握しているものを中心に)

2015/4/1 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
	・森嶋昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言					
	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLCが日中民商事法セミナー開始(年1回)				・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
		・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
	・前年と同様(モンゴル)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)
・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催		・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)
・JICA調査団派遣	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民商事法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)
・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・タンгент法科大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施	・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE-JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ) ・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第4回)
・JICA調査団派遣 ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家1名を派遣(北海学園大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催	・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士)	・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催				・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催(東京、大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム) ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランからJICAに対して法整備支援要請 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第5回)
・JICA調査団派遣 M/M締結(倒産法注釈書支援) ・本邦研修を実施(倒産法注釈書) ・民商法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)	・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催(東京、大阪)				・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第6回)

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2005	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3継続 長期専門家1名(裁判官出身)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例、判決執行法、法曹養成) 改正民法成立(6月14日) 本邦研修実施(9月、2月) (判決書標準化、法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 司法部へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 現地セミナーを開催(模擬裁判) 本邦研修実施(2月) (民法・民訴法) 法曹養成研究会発足 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008年3月まで) 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) 本邦研修実施(10月)(法曹養成) 日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクト継続 長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) 本邦研修(2回) 現地セミナー(民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル) 検察マニュアル及び判決書マニュアル完成 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修(年1回) アチェに対するADR現地セミナー(JICA・日弁連)
2006	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 長期専門家1名(業務調整員)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例) 日越司法制度研修及び共同研究実施(10月、判決書・判例、最高人民裁判所から4名招へい) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 司法部へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 民事訴訟法成立(7月6日公布) 長期専門家派遣(8月) 現地セミナーを開催(8月:民法特別講義、3月:民訴法) 遠隔セミナーを開催(12月) 法総研(財)国際民間法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定(2008年4月まで) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) 現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) JICA-Netセミナーを開催(4月、12月) 本邦研修実施(2月)(法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 現地に普及セミナー実施(判決書マニュアル、検察マニュアル、民商法教科書) 本邦研修(11月) (プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容) 	<ul style="list-style-type: none"> アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)(JICA・日弁連) 本邦研修(7月) JICA調査団派遣、M/M締結(9月) (プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容)
2007	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月～2011年3月) 民法共同研究会開始 裁判実務改善研究会開始 長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月、国賠法) 本邦研修実施(11月、国賠法起草) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・司法部へ長期専門家3名(うち2名は弁護士)を派遣 民事訴訟法適用(7月) 民法公布(12月) 遠隔セミナーを開催(8月:民訴法) 現地セミナーを開催(1月:民訴法) JICA調査団派遣 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月、9月) 本邦研修実施(7月、法曹養成、民訴法) 現地セミナーを開催(11月:民法、12月:民事模擬裁判) JICA調査団派遣 JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長期間終了 フォローアップ 現地各CPIによる普及ワークショップ、JICA現地事務所モニタリング(5～12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループを設置(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修を実施(10月) 現地セミナーを開催(3月)
2008	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 本邦研修実施(6月:犯罪学研究、8月:裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月:刑訴法改正) 民事判決執行法成立(11月14日) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始 附属法令起草支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・司法部へ長期専門家3名を派遣 遠隔セミナーを開催(12月:民訴法関係) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JICA調査団派遣 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始 法曹養成アドバイザー・グループ開始 裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月・11月・12月) 現地調査(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループ会合を継続 第2回本邦研修を実施(7月) インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号(裁判所が行う和解・調停手続に関する規則)が施行(7月) 現地セミナーを開催(11月) JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月)
2009	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 本邦研修実施(8月:不動産登記法・担保取引登録法起草、10月:日弁連の組織、活動、12月:改正刑事訴訟法起草、民事判決執行法運用指導、2月:行政訴訟法起草) 国家賠償法成立(6月) 現地セミナーを開催(行政訴訟法、弁護士連合会の組織・運営方法等) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・司法部へ長期専門家3名の派遣継続 現地セミナーを開催(12月:民訴法関係) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法曹養成アドバイザー・グループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月) 本邦研修実施(10月、11月) 現地セミナーを開催(6月、8月、12月) JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施(5月、6月、11月、2月) 現地調査(5月、9月、3月) 現地セミナー(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループ会合を継続 現地調査を実施(9月) JICA個別研修「法廷と連携した和解・調停実施」を実施(11月) インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(2010年3月)

所が把握しているものを中心に)

2015/4/1 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修を実施(5月, 11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(8月, 3月) (法務省, 大阪大学等) ・倒産法注釈書プロジェクト開始(法務省, 2007年9月まで) ・司法省法整備支援プロジェクト開始(名古屋大学, 2008年まで) (中小企業振興, 担保法制改革, 法令データベース) ・長期専門家1名派遣(名古屋大学) ・タンケト法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第7回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(国際会社法シンポジウム)開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第7回)
<ul style="list-style-type: none"> ・倒産法注釈書プロジェクト継続(法務省, 2007年9月まで) ・倒産法注釈書プロジェクト, 長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省, 2007年9月まで) ・本邦研修(5月, 8月, 9月, 11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(6月, 2月) (法務省, 弁護士) ・倒産法注釈書(ロシア語版)発刊(3月) ・長期専門家1名追加派遣(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト開始(2006年9月~2008年11月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第8回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第8回)
<ul style="list-style-type: none"> ・現地にて注釈書発刊プレゼンテーションを実施(6月) ・現地にて注釈書普及セミナーを開催(7月, 12月) ・注釈書活用促進に向けたワークショップを開催(9月) ・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月) ・倒産法注釈書プロジェクト終了(9月) ・注釈書(英語版)発刊(3月) ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣(6月) ・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結(11月) ・本邦研修実施(11月) ・国内研究会を設置(11月) ・現地セミナーを実施(3月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催(第9回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催(2月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回)
<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト終了(名古屋大学) (12月) ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト終了(~11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAが弁護士を長期専門家として派遣(2年間) ・本邦研修実施(5月, 11月) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事法比較研究現地セミナー(2回) 			<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第10回) ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(アジア株主代表訴訟シンポジウム)開催 ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第10回)
<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団の派遣(11月) ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル)3周年記念行事開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国現地セミナー開催(5月, 7月, 3月) ・中国国際私法, 国際民事訴訟法講義会(清華大学副教授招へい) ・本邦研修実施(11月) ・権利侵害責任法成立(12月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・東ティモール法案作成能力向上研修実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第11回) ・法総研・ICCLC・JICA共催による「私たちの法整備支援〜ともに考えよう! 法の世界の国際協力」シンポジウムを開催 ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第11回)

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2010	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 JICA調査団派遣(終了時評価・詳細計画策定調査) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究(6月) 現地セミナーを開催(8月) 司法省次官招へい(10月) 本邦研修実施(9月:弁護士職務基本規程・単位会の役割等, 11月:戸籍法起草, 12月:改正刑事訴訟法起草, 1月:改正民事訴訟法起草) 行政訴訟法成立(11月) 改正民事訴訟法成立(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 JICA-Netセミナー開催(12月:法人登記) 本邦研修実施(2月:不動産登記) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法書養成アドバイザー・グループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続, 新たに1名を派遣(うち2名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月:民事訴訟法) 現地セミナー開催(9月:民法) 本邦研修実施(10月:法書養成) 現地セミナー開催(3月:民法) JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) 法総研が現地調査実施(5月:ニース調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研による現地調査を実施(7.8月:司法制度) JICA-Netセミナーを実施(5月, 7月, 10月, 12月:民法) 法律人材育成強化プロジェクト開始 長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)を派遣(7月) 国内アドバイザーグループを設置(民法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法) 現地セミナー(2月) 本邦研修実施(3月:民法) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研による現地調査(8月) 法総研が最高裁招へい(11月) 法総研が最高裁副長官等招へい(12月) JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力
2011	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始(2011年4月～2015年3月) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究実施(6月) 本邦研修実施(2月:弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続(3月に終了予定) 附属法令起草支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続・司法省への長期専門家3名の派遣継続 民法適用法公布(6月) 現地セミナー開催(8月, 9月, 11月:民法) JICA調査団派遣(9月:終了時評価) 民法適用, 同記念式典(12月) 現地セミナー開催(12月:民法普及) 本邦研修実施予定(2月:法人登記) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(3月に終了予定) 法書養成アドバイザー・グループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家3名の派遣継続 本邦研修実施(6月, 10月:法書養成) JICA調査団派遣(9月:終了時評価) 現地セミナー開催(1月:民法) JICA調査団派遣(10月:次期案件詳細計画策定) 	<ul style="list-style-type: none"> 法律人材育成強化プロジェクト継続 長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 JICA-Netセミナー開催(6月:刑事訴訟法, 7月:民法・民事訴訟法) 現地セミナー実施(8月:民法, 9月:民事訴訟法, 3月:刑事訴訟法) 本邦研修実施(10月:刑事訴訟法, 1月:民事訴訟法) JICAによる各CP(司法省, 最高裁, 最高検, ラオス国立大学)副大臣級招へい 	<ul style="list-style-type: none"> 和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査実施(8月) インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)
2012	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2015年3月) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究実施(6月) 本邦研修実施(2月:刑事司法における弁護士の権利の確立, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正) JICA調査団派遣(5月:運営指導調査) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法整備支援プロジェクトフェーズ3終了(～3月) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2終了(～3月) JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始(4月～) 不動産登記共同省令起草支援 司法省, 王立司法官職養成学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続 長期専門家4名の派遣の継続 現地セミナー開催(9月, 12月:不動産登記) 現地セミナー開催予定(2月:親族相続法) 本邦研修実施予定(2月:人材育成) JICA調査団派遣(11月:JCC参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 法律人材育成強化プロジェクト継続 長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 JICA-Netセミナー開催(10月:刑事訴訟法) 現地セミナー実施(6月・8月・3月:民法, 2月:刑事訴訟法, 民事訴訟法) 本邦研修実施(10月:刑事訴訟法, 11月:民事訴訟法, 2月・3月:民法) JICA調査団派遣(7月:中間評価) ※民法典起草支援をプロジェクトに追加 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査実施(8月) 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)
2013	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2015年3月) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究実施(8月:最高人民検察院長官招へいも同時に実施) 本邦研修実施(10月:破産法, 地方弁護士会及び地方の弁護士事務所組織・運営・弁護士自治, 3月:民法改正～国際私法分野の改正について) JICA調査団派遣(5月:中間評価, JCC) ICD現地調査(3月:刑法改正支援事前調査) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2012年3月まで) ただし, 法令起草支援の分野は終了(～3月) 司法省, 王立司法官職養成学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続 民法, 民事訴訟法作業部会継続 長期専門家4名のうち, 3名は派遣継続, 弁護士1名は派遣終了 現地セミナー(9月, 12月:民事訴訟法 3月:民法) 本邦研修(10月, 2月:人材育成) JICA調査団派遣(9月:運営指導調査, 12月:JCC) 	<ul style="list-style-type: none"> 法律人材育成強化プロジェクト継続 長期専門家(検事)1名増員し4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) JICA-Netセミナー開催(4月・7月・11月・3月:刑事訴訟法, 5月・7月・10月・11月・12月・1月:民法) 現地セミナー実施(8月・11月:民法, 12月:刑事訴訟法等, 3月:民事訴訟法) 本邦研修実施(7月:刑事訴訟法, 10月:民事訴訟法, 2月・3月:民法) JICA調査団派遣(5月:運営指導調査, 2月:終了時評価, 3月:詳細計画策定調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査実施(5月) JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査実施(11月) 第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(2月)

所が把握しているものを中心に)

2015/4/1 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクト開始(2010年5月～2012年11月) 長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価(5月) 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」実施(7月) 国別研修 中国「司法人材育成研修」に協力(7月) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修実施(10月) 渉外民事関係法律適用法成立(10月) 中国行政訴訟法現地セミナー開催(11月) 長期専門家派遣(弁護士) 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施(7月) 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(7月) 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施(8月) 現地調査実施(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法案作成能力向上研修(フェーズ2)実施(8月) 東ティモール現地調査実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省インターンシップ実施(8月) 法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」を開催(8月) 法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催(9月) 法整備支援連絡会開催(第12回) 霞が関法科大学院インターンシップ実施(3月) 石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第12回) 日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催(3月) 	
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン、キルギス、タジキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修実施(11月:司法人材育成) 現地セミナー開催(11月:民事訴訟法) 本邦研修実施(1月:民事訴訟法及び民事関連法) 石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本・ネパール捜査司法共同研究」実施(9月) 現地調査実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール現地調査実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省インターンシップ実施(8月) 法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催(9月) 法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度シンポジウム」開催(9月) 法整備支援連絡会開催(第13回) 霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(3月) 石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) 	
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクト終了(～11月) 調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地セミナー開催(6月:相続法) 国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始(7月) 本邦研修実施(7月:「行政訴訟法及び行政関連法」) 中国民事訴訟法改正(8月) 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本・ネパール共同研究」実施(7月) 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) 本邦研修実施(「民法解説書作成」8月、「事件管理」9月) 現地調査実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法制共同研究実施(9月) 東ティモール現地セミナー及び現地調査実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 日ミャンマー法制比較共同研究実施(7月)一元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい(法総研) 財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結(8月) 現地セミナー開催(8月、JICA・UAGO:「公開会社の法制度及び企業統治の改革」) 日ミャンマー司法制度比較共同研究実施(11月)一連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい(法総研・慶應義塾大学) 現地セミナー開催(12月、JICA・UAGO:「国営企業の民営化にかかる法的側面」) 	
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始(2013年1月～2015年7月) 長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修実施(5月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権益保護法)」) 現地セミナー開催(8月:相続法) 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了(10月) 消費者権益保護法改正(10月) 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催(12月) JICA調査団(12月:詳細計画策定調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(8月) 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(9月) 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始(9月) 同プロジェクト長期専門家派遣(弁護士)(9月) 同プロジェクト第1回本邦研修実施(12月) 現地調査実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法制度アドバイザー(2013年4月～2014年3月) (活動内容～法案起草能力向上) 現地調査実施及び現地セミナー開催(6月:調停法) 現地セミナー開催(10月:調停法) JICA-Netセミナー開催(12月:調停法) 現地セミナー開催(3月:調停法) 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法務総務府及び連邦最高裁判所と協議を実施(2月、法総研・JICA) 現地セミナー開催(4月、JICA・UAGO:「商事仲裁」) 日ミャンマー法制比較共同研究実施(6月)一連邦法務長官及び連邦議会(下院)法案委員会委員長ら6名を招へい(法総研・JICA・ICCLC) 現地小規模セミナー実施(7月、法総研・JICA:UAGO-SC対象「知財法、法曹養成」) 財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立(7月) JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結(8月22日) 現地小規模セミナー実施(9月、法総研・JICA:UAGO-SC対象「知財法、倒産法、法曹養成」) 現地調査実施(10月、法総研・JICA、刑務所・少年院等を訪問し、矯正局と協議) 現地小規模セミナー実施(11月、法総研・JICA・特許庁、UAGO-SC対象「知財法」) 「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始(11月20日～、3年間) 	

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2015年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月: 刑法改正, 7月: 検察官養成) ・本邦研修実施(12月: 検察官養成, 3月: 民法改正) ・現地セミナーを開催(簡易手続, 上訴制度, 刑訴法改正等) ・JICA調査団派遣(8月: 終了時評価, 9月: 詳細計画策定プレ調査, 11月: 詳細計画策定調査, 12月: 第三次詳細計画策定調査, 1月: JCC) ・刑法改正支援現地ワークショップ(9月, 11月, 2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2017年3月まで) 司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・本邦研修実施(6月, 10月, 2月) ・長期専門家1名(検事)派遣, 1名派遣終了(9月) ・JICA調査団派遣(8月: 中間レビュー, 12月: JCC) ・現地セミナー開催(12月: 判決公開, 3月: 不動産登記共同省令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続(7月まで) ・長期専門家4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・JICA-Netセミナー開催(4月・5月・6月: 民法) ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始(7月から) ・10月までは長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名), 10月から1名(弁護士)増員 ・JICA-Netセミナー開催(7月・9月・10月・1月・2月・3月: 民法) ・現地セミナー実施(7月: 法曹人材育成, 8月: 民法, 3月: 刑事訴訟法等) ・本邦研修実施(11月・2月: 民法) ・JICA調査団派遣(10月: 第1回JCC参加等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施(4月) ・JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等実施(10月) ・インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究実施(12月) ・JICA調査団派遣(2月) ・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(2月) ・JICA調査団派遣(3月: 詳細計画策定調査)

所が把握しているものを中心に)

2015/4/1 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始(6月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・JICA調査団(5月:第1回JCC) ・法総研・ICCLCが日中民法商事法セミナーを開催(1月) ・JICA調査団(2月:第2回JCC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団(運営指導調査)派遣(6月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(9月) ・前記プロジェクト第2回本邦研修実施(「調停」9月) ・現地調査実施(11月, 2月) ・同プロジェクト第3回本邦研修実施(「事件管理」12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東ティモール現地調査実施(7月) ・東ティモール共同法制研究実施(12月) ・東ティモール現地セミナー実施予定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 <ul style="list-style-type: none"> SC起草支援/人材育成支援 UAGO審査支援/人材育成支援 ・JICA長期専門家(弁護士)派遣(1月) ・現地小規模セミナー実施(2月以降, 複数回) ・長期専門家:UAGO・SC対象「会社法」 ・現地小規模セミナー実施(2月, 長期専門家:UAGO・SC対象「著作権法」) ・現地調査, 小規模セミナー実施(3月, 法総研:UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」, 「知的財産事件の捜査方法」) ・現地小規模セミナー実施(4月, 長期専門家:UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」) ・現地小規模セミナー実施(4月~5月, 法総研:UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」) ・JICA長期専門家(業務調整)派遣(5月) ・JICA長期専門家(検事)派遣(5月) ・現地小規模セミナー実施(5月, 日本取引所:UAGO・SC対象「証券市場, 資本市場の概要等」) ・第1回本邦研修(5月) ・ワーキンググループ活動実施(6月以降, 随時開催) ・第1回合同調整委員会(7月) ・現地セミナー実施(7月, JICA・特許庁:UAGO・SC対象「知財法」) ・現地セミナー実施(8月, JICA:UAGO・SC対象「仲裁法」) ・会社法アドバイザーグループ開催(10月) ・第2回本邦研修(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶徳大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第16回)(1月) ・石川国際民法センターが「金沢セミナー」を開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ共同研究開催(第15回)(6月, 10月)

法の支配と人権分野におけるUNDPの支援 活動及びポスト2015年開発アジェンダ

第16回法整備支援連絡会

2015年1月23日

アレハンドロ・アルバレス

国連開発計画 (UNDP)

政策・プログラム支援局

法の支配、司法及びセキュリティ分野チームリーダー

法の支配および人権に対するUNDPの支援

UNDPの戦略計画
(2014年～2017年)
では、法の支配と
人権が特に重要な
項目とされています。



UNDPが支援するリーガルエイド（法律扶助）支援所は、パキスタンのカイバル・パクトウンクワ州で16,000人を超えるコミュニティ・リーダーを支援しています。

写真提供：UNDPパキスタン

法の支配および人権に対するUNDPの支援



Empowered lives.
Resilient nations.



コンゴ民主共和国東部のゴマ市における軍事裁判
写真提供：UNDP／フノワ アルメラ・マルティノ

法の支配の中心的要素 (特に危機的地域において)

1. 暴力という負の遺産への対処
2. 全ての人々の安全と危機管理の向上
3. 公的機関の強化を通じた信頼の構築
4. 司法および公安（警察）制度の利用の拡大（特に女性）

法の支配および人権に対するUNDPの支援



Empowered lives.
Resilient nations.

人権活動の中心的要素

1. 人権尊重を促進および保護するための国家制度の支援
2. 「普遍的・定期レビュー」(Universal Periodic Review)、「人権最優先」(Rights Up Front) 等、国連の人権関連制度の活用
3. 社会から疎外された少数民族の支援
4. 人権尊重の主流化および人権に基づくアプローチの活用



「行動規範」に関する小冊子を読むアフガニスタンの国家警察官

写真提供：UNDP／アフガニスタン

2015年におけるUNDPの優先課題



Empowered lives.
Resilient nations.

実体的な優先課題

- 公共施設強化の継続
- 法の支配の技術的および政治的要素の統合
- 人権に基づいた人間中心のアプローチ、および問題解決に向けたアプローチの活用



ネパールにおけるリーガルエイド(法律扶助)支援所
写真提供：UNDP/ネパール

2015年におけるUNDPの優先課題



Empowered lives.
Resilient nations.

運営上の優先課題

- 法の支配および人権プログラムの効果を継続的に拡大
- 国連諸機関の有効性向上に向けた支援提供（特に危険地域および複雑な環境において）
- 「法の支配」に関して外部諸機関との一層の連携および知識共有を拡大



シエラ・レオネのロースクール
写真提供：UNDP/アレハンドロ・アルバレス

ポスト2015年開発アジェンダ



Empowered lives.
Resilient nations.

当初より、UNDPはポスト2015年開発アジェンダに「法の支配」（司法制度の利用および暴力低減等）を含めることを支持してきました。

また、UNDPは「目標16」を含めた「持続可能な開発目標」に向けた最新の提案を策定する「公開作業部会」のプロセスを支援してきました。



- 持続可能な開発のために、平和で包括的な社会をつくることを推進し、全ての人々が司法制度を利用できるようにし、効率的で説明責任のある制度の構築を図る



ポスト2015年の持続可能な開発目標(SDG)環境 における司法改革支援の準備

ハイケ・グラムコウ

世界銀行ガバナンス・グローバルプラクティス

1

ポスト2015年の持続可能な開発目標 16及び世界銀行の活動



目標 16：持続可能な開発のために平和的かつ包摂的な社会を促進、すべての人々に対する司法アクセスを提供、あらゆるレベルで効果的かつ説明責任があり包摂的な制度を構築。

現在の顧客(例：政府)は、世界銀行グループの司法分野での活動につき、以下の6つの重要課題に集中することを要求

- 司法部門の機関の業務遂行改善
- 刑事司法改革及び国民の安全に関する助言
- 開発分野(例：土地、資源採取、都市開発、公共サービス提供)における司法の促進
- ビジネス・投資環境改善のための司法部門改革
- 司法アクセス及び法的エンパワーメントを促進する支援活動に向けた知識・情報提供
- 司法、人権及び法の支配に関するグローバルな知識及び測定のイニシアチブ主導

2

ポスト2015年開発環境に向けた準備

持続可能な開発目標(SDG)が定められたときに必要なもの

- 各国の実情や包摂性を反映し、国家の負担を限定した、SDG達成に関する有効な指標の策定
- 各国のSDG達成を測定する安価で実施可能な制度構築への支援
- 資金調達ニーズ、要件及び財源の選択肢を決定する際における、広範囲な開発コミュニティ、他の関係者(例:企業組織、離散民等)及び各国のカウンターパートとの協力
- 新しいSDG全てを達成するための、包摂的司法メカニズム・構造を反映する法的枠組み、政策、機関及び制度構築への支援

3

現在の準備作業

- 司法に関連するSDG目標を測定する国際的な既存のデータ要素を定め、測定と実施における潜在的なズレを把握するため、既存の司法測定制度を見直す。
- ベンチマークや、2030年までに何ら変化を起こさなかった場合の進捗の推計(趨勢型推計)、及び2030年までに特定のSDG目標(又はその一部)を達成するための様々な変化への投資の選択肢の推計を確立するため、国レベルのSDG測定手法を試している世銀の他のグループとの初期的な協力
- 以下の分野で協力するため、他の開発機関(国連、OECD)と初期的な議論
 - 測定手法
 - データセット
 - 学んだ教訓、グッドプラクティスの把握
 - ベンチマーキング
 - 財源予測
 - 資金調達の選択肢

4

ポスト2015年の持続可能な開発目標(SDG)環境における司法改革支援の準備¹

ポスト2015年の新しい開発アジェンダ採択の期限が近づく中、世界銀行ガバナンス・グローバルプラクティスの司法・法制度グループは、司法及び法制度改革に関連する持続可能な開発目標（SDGs）への達成に向けて、各国がそれぞれの状況、ニーズ及び要件を理解する取組を進めることを世界銀行が支援する枠組み構築をサポートするため、内外の対話を継続的に実施している。

法の支配は発展の手段かつ結果であり、男女平等、土地・医療・教育への平等なアクセスなど、他の開発目標を達成するためにしばしば必要不可欠であるということが共通理解となっているにもかかわらず、司法、法の支配又はガバナンスは、現在のミレニアム開発目標（MDGs）には含まれていなかった。この欠落は多方面から指摘され、MDGsの欠点につながっていた。その結果、全世界的に協議され、現在提案されている17のSDGs²の1つが、特に司法に焦点を当てている。

目標 16（案）：*持続可能な開発のために平和的かつ包摂的な社会を促進、あらゆる人々に対する司法アクセスを提供、あらゆるレベルで効果的かつ説明責任があり包摂的な制度を構築。*

さらに、2014年12月4日の国連事務総長統合報告書「2030年までの尊厳への道のり」³は、2015年9月に開催されポスト2015年開発アジェンダが採択される予定である「持続可能な開発に関する国連特別サミット」につながる交渉において国連加盟国が検討すべきSDGsに関するビジョンを示している。



同報告書は、SDGsを達成するための以下の6つの重要な要素を提示している。

- 貧困撲滅と不平等解決
- 人々の生活と福利改善
- 包摂的な経済への変革の保障
- 公正、安全かつ平和な社会の推進
- 現在及び将来の世代のための地球保護
- 持続可能な将来のための大胆で継続的な協力関係の構築

¹ この発表の著者は、世界銀行ガバナンス・グローバルプラクティス法律顧問ハイケ・グラムコウである。ここで発表された見解は、著者の見解であり、世界銀行の正式な政策ではない。

² 全てのSDGs案に関しては、添付を参照。

³ 「2030年までの尊厳への道のり：貧困撲滅、あらゆる人々の生活変革、及び地球保護」ポスト2015年アジェンダに関する国連事務総長統合報告書（2014年、国連、ニューヨーク）

同報告書は、これまでの協議内容を反映し、司法の意味を以下の文脈で具体化している。

司法：安全かつ平和な社会，及び強力な制度を推進すること

- 持続可能な開発のための効果的なガバナンスは、すべての国家及びあらゆるレベルにおける公的機関が、国民に対して包摂的かつ参加型で、説明責任を負うことを要求する。
- 法律及び制度は、人権及び基本的自由を保護しなければならない。
- すべての人が、差別なく、恐怖及び暴力から自由でなければならない。
- 参加型民主主義及び自由、安全かつ平和な社会は、発展の手段であり、かつ結果であるということを認識する。
- 公平な司法制度へのアクセス、民主的ガバナンスの説明責任ある制度、汚職と闘い、違法な資金フローを阻止する手段、及び個人の安全を保護する措置は、持続可能な開発のために必要不可欠である。
- 女性、マイノリティー、LGBT（性的少数者）グループ、先住民、若者、青少年及び高齢者の声を反映する市民社会及び権利擁護者の自由で活発かつ有意義な関与を可能にする、法の支配に基づいた環境を確保しなければならない。
- 報道の自由、情報へのアクセス、表現の自由、集会及び結社の自由は、持続可能な発展を可能にする。
- 危機及び紛争後の社会を再建し、再統合するニーズ。
- 国家の脆弱性に取り組み、国内流民を支援し、国民及びコミュニティの回復に貢献する。
- 国家が脆弱性を克服し、団結した社会や強固な制度を構築するため、和解、平和構築及び国家建設が重要である。

世界銀行の司法・法改革へのこれまでの取組及び司法に関連するポスト2015年開発支援における重点分野の可能性

今日まで、司法グループは、ガバナンス・グローバルプラクティスや他のグローバルプラクティス(GP)、クロスカッティング・ソリューションズ・エリア(Cross-Cutting Solutions Areas)及び世界銀行の多くの地域事務所及び国別事務所とともに、これら多くの重要な司法開発の課題に対処するため、世界中の各国における取組を支援してきた。

我々は、世界銀行の任務を考慮し、より明示的に政府への支援に集中しつつ、黙示的かつ間接的に非政府主体や市民社会への支援を行ってきた。我々の活動は自ずと、行政機関の強化や司法機関の能力強化に集中し、立法機関の強化のための支援は限定的であった。あらゆる分野における司法・法改革に関連した世界銀行の支援を紹介することは今回の発表の範囲を超えているが、今日までの司法グループ及び各地域の関連部署が行ってきた具体的な活動は、以下の6つの主要な分野に一般的に分けて捉えることができる。

司法部門の機関の業務遂行改善

これには、重要な公的部門マネジメントの専門知識（例：人材・予算の計画及び管理、資本投資計画及び管理、業績管理、IT、e-ソリューション、オープンな司法制度、サービス提供、ユーザーの包含、コミュニティへの奉仕及び司法アクセス向上のためのウェブ・アプリケーション）の適用を通じた、裁判所及びその他の司法機関（刑事司法全体の関係機関を含む）の業務及びサービス提供の改善のための計画及び実施への支援が含まれる。

この活動は、改革への道のり、リスクと制約、ニーズに応えるための適切なメカニズム構築を明らかにするため、ユーザーのニーズ及び司法サービスへの需要の評価、公共支出分析、インパクト評価、政治経済・利害関係者及び制度の分析を含め、司法部門改革のための証拠に基づいた政策形成に関する支援を基盤としている。

刑事司法改革及び国民の安全に関する助言

世界銀行は、刑事司法部門の幅広い機関（例：検察、警察、矯正、刑事裁判所、公設弁護人）と協力し、特定の機関のための立法支援、組織・政策改革支援など、前セクションに掲げたものと同じような支援を提供しているが、その他に、刑事司法部門全体の改革として、犯罪防止及び執行政策、立法、資金調達及び国・地方・地域全体のガバナンスの強化を行ったり、薬物、ギャング、若者の犯罪や家庭内暴力、しばしば表面化する汚職問題のような、特に重要な犯罪問題に集中した取組を行っている。

開発分野（例：土地、資源採取、都市開発、公共サービス提供）における司法の促進

活動の成果は司法部門に限られない。世界銀行は、開発部門全体と協力し、権利や資格付与の仲介、苦情への救済の提供、ユーザーへの権限付与、説明責任の促進といったメカニズムを通じて、司法アクセスのための効果的なメカニズムの支援を行っている。この活動は、通常、土地、資源採取、公的インフラ及び医療など他の部門におけるサービス提供などの問題に関して、他のグループと協力して行っている。

ビジネス・投資環境改善のための司法部門改革

この活動には、ビジネスを行いやすく包摂的なビジネス環境にとって必要不可欠な法規制の枠組み、商事裁判所、裁判所の判決執行過程の見直しが含まれる。この活動は、世界銀行の貿易・競争力・グローバルプラクティス及び国際金融公社(IFC)が主導し、又はそれらと協力して行う。

司法アクセス及び法的エンパワーメントを促進する支援活動の設計に向けた知識・情報の提供

この活動には、法律扶助提供者、NGO 及びロースクールとの協力や、コミュニティの関与と奉仕活動、ITに支えられたオープンガバナンスアプローチが含まれる。

司法、人権及び法の支配に関するグローバルな知識、学習及び測定イニシアチブ主導

司法プラクティスは、世界銀行プロジェクトから教訓を得て、世界銀行のチームに専門知識をもたらすため、継続的に知識生産及び学習機会の創出を行う。最近、人権のための北欧信託基金を我々のチームに加えたことにより、各部門において人権に焦点を当てた司法の活動を拡大する新しい機会が得られた。

ポスト2015年の開発環境に向けた準備

ポスト2015年の環境において我々の支援対象国にさらに役立てるよう世界銀行全体を組織再編する際に、司法グループは法務部からガバナンス・グローバルプラクティスに移った。このグループは、ポスト2015年のための世界銀行内部の協議に参加し、今後も参加し続ける。さらに関連する国連グループのイベントにも参加している。

ポスト2015年の新しいアジェンダに向けた世界銀行全体の支援の重点に従い、またそれに協力すべく、我々は現在、以下の4つの分野において取組を行っている。

- 各国の実情や包摂性を反映し、また既存の国際的指標及びデータ収集の仕組みを利用・改善することで国家の負担を限定した、SDGsの達成度に関する有効な指標の開発を支援する。
- 各国が選択したSDGsの達成度を測定するための安価で実施可能な国家システムの構築を支援し、また司法に関連する目標についてこれらの取組を重点的に行うよう支援する。
- 各国が新しいSDGsを達成するため、包摂的な司法メカニズム・構造を反映した法的枠組み、政策、機関及び制度を構築することを支援する。
- 資金調達ニーズ、要件及び財源の選択肢を定めるに当たり、幅広い開発コミュニティや関連する他のパートナー（例：貿易・ビジネス機関、離散民など）及び各国のカウンターパートと協力する。

ポスト2015年のSDGsが未だ交渉中であることを踏まえると、我々の取組を最終決定するのは困難であるが、単にポスト2015年のSDGsについて合意し、それを明確に理解するためだけでなく、その目標達成をどのように合理的に測定できるか、どのように我々全員が協力できるか、そして最も重要な、将来的な目標達成を支援するため各々がどのように貢献できるかということについて合意するため、国際社会全体の更なる協力が必要であることは何よりも明らかである。

提案された新しいSDGsは、現在のMDGsを更に広げるものとなっている。想定されたSDGアジェンダは現在のMDGsよりも広範囲にわたるが、MDGsの多くは、その期限までに最も支援を必要としている国々で達成できないであろう。これはすなわち、プログラム化、コミットメント及び財源を拡大しなければならないことを意味する。新しいSDGの資金調達に関する議論を継続し、開発資金の従来領域を超える必要があるだろう。

現時点において、世界銀行の司法グループは、各国を支援するため司法関連のSDGの目標と有効で安価な測定システムに関して共通理解を得るだけでなく、特に、SDG目標16で示されているとおり、各国全体のより強力な司法につながる資金調達の体系的かつ持続可能な変化を国家システムにもたらせるよう真に協力的なアプローチを構築するため、他の開発パートナーとの対話に期待を寄せている。

現在、我々は以下の措置を講じている。

- 司法に関連するSDGの目標を測定する国際的な既存のデータ要素を定め、測定と実施における潜在的なズレを把握するための既存の司法の測定制度の見直し
- ベンチマークや、2030年までに何ら変化を起こさなかった場合の進捗の推計（趨勢型推計）、及び2030年までに特定のSDGの目標（又はその一部）を達成するための様々な変化への投資の選択肢の推計を確立するため、国レベルのSDG測定アプローチを試している世界銀行の他のグループとの初期的な協力⁴

上記の取組は両方とも、他の開発パートナーとの協力が大いに役立つであろう。

同様に重要なことだが、ポスト2015年の環境において各国を支援する準備をし、資金調達のニーズを見積もる上で、適切なベンチマークを策定し、変化の選択肢を提供できるよう、グッド・プラクティス、学習した教訓及び実施結果の適切な把握が必要である。この分野においても、他の開発パートナーとの協力が必要不可欠であり、必要なコネクションと財源支援の開拓を期待している。

⁴ 現在進行中の活動に関する概略については、添付2を参照。

添付1- ポスト2015年持続可能な開発目標(SDGs)案

2年間の包摂的かつ集中的な協議を経て、公開作業部会は、17の具体的な目標と169の関連するターゲットを提案した。

- 目標1 あらゆる場所であらゆる形態の貧困を撲滅
- 目標2 飢餓撲滅、食糧安全保障及び十分な栄養摂取を実現、持続可能な農業を促進
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々に健康的な生活を保障し、福利を促進
- 目標4 あらゆる人々に、質の高い包括的かつ平等の教育を保障、及び生涯学習の機会を促進
- 目標5 男女平等の達成、あらゆる女性・女子のエンパワーメント
- 目標6 あらゆる人々に水と衛生の利用と持続可能な管理を保障
- 目標7 あらゆる人々に安価で信頼でき、持続可能で現代的なエネルギーへのアクセスを保障
- 目標8 包摂的で持続可能な経済成長、あらゆる人々への十分かつ生産的な雇用と適切な仕事を促進
- 目標9 復元力のあるインフラを構築、包摂的で持続可能な産業化を促進、イノベーションを促進。
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正
- 目標11 包摂的、安全で復元力があり、持続可能な都市及び人間居住地の構築
- 目標12 持続可能な消費及び生産形態を保障
- 目標13 気候変動及びその影響に対処する緊急措置を実施
- 目標14 持続可能な開発のために海洋及び海洋資源を保全し、持続的に利用
- 目標15 陸域生態系の保護、回復、及び持続可能な利用を促進、森林を持続的に管理、砂漠化と闘う、土地劣化を防止・回復、生態多様性の損失を阻止
- 目標16 持続可能な開発のために平和的かつ包摂的な社会を促進、あらゆる人々のために司法アクセスを提供、あらゆるレベルで効果的かつ説明責任があり包摂的な制度を構築
- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化、グローバルパートナーシップを活性化

添付2—国レベルでのSDGsのベンチマーク化及び測定のための枠組み案の試行

世界銀行グループは、各国で政策立案者が世界的なSDGアジェンダの主要な部分を実施する上で直面するであろう課題に対する初期的な理解を提供するための枠組みを策定し、試行してきた。その枠組みは、初期条件や財源へのアクセスへの差異を含め、多様な特徴を持つ各国で適用するために設計されており、より詳細な分析のための開始地点となる。それは、各国の達成状況をベンチマーク化し、2030年までの予測を提供し、政策立案者がSDGのターゲットや政策選択肢に関して質問をする助けになる。

分析の枠組みを提供し試行するために、以下のSDG分野にのみに焦点を絞り、ウガンダが試験地として選択された。(1) 貧困の削減と繁栄の共有、(2) インフラ（水、衛生、電気、道路及び情報通信技術）、(3) 教育 (4) 医療へのアクセス、及び (5) 気候変動。これらの各分野における目標達成度を測定するため、クロスカントリーデータにおいて利用可能なものに限定したいくつかの指標が用いられる⁵。

この枠組みは、SDGに関する各国の実績、政策及びSDGに影響するその他の要因をベンチマーク化する。2030年までのSDGに関する予測を立て、優先分野における支出調整を分析し、財源的な余地を議論する。

この枠組みは、次の質問に答える上で役立つ。すなわち、すべての国を対象に、ある国が通常どおりに（趨勢型で）発展を続けた場合に2030年までに実現可能な開発目標は何か。各国の政府は進歩を加速させるためにどの政策分野を検討すべきか。より意欲的な開発成果を達成するために必要な財源的余地をどのように生み出せるかという質問である。

分析の基礎となるのは、あらゆる低中所得国家をカバーするデータベースであり、そのデータベースはSDGsとその決定要因、及び財源の選択肢に関する指標を含め、ポスト2015年アジェンダに関連する利用可能な指標を含むように設計されている。

以下の手順にしたがったアプローチが取られている。

- ステップ1では、1人当たりの国民総所得を前提とし、他国と比較した現在のSDG達成度をベンチマーク化する。
- ステップ2では、1人当たりの国民総所得の予測を用い、2030年におけるSDGsの趨勢型での達成レベルを予測する。
- ステップ3では、支出の優先順位を評価するため、類似する他国において達成されたより意欲的なターゲットにどのように到達できるかを評価する。
- ステップ4では、他国と協力し、より広範囲なSDGアジェンダに取り組むため、財源領域の拡大に関連した課題に取り組む。

⁵ 世界銀行「ポスト2015年グローバルアジェンダ、国別診断の仕組み」、ワシントンDC (<http://pubdocs.worldbank.org/pubdocs/publicdoc/2014/10/303491412887765048/ThePost2015GlobalAgendaAFrameworkForCountryDiagnostics.pdf>).



ポスト2015時代におけるEUの法整備支援

-

- ジャン＝ルイ・ビル
- 欧州委員会 国際協力・開発総局
- ガバナンス, 民主主義, ジェンダー, 人権課長
- 2015年1月

国際協力開発総局

1



ポスト2015時代におけるEUの法整備支援

1. はじめに
2. 1. 司法及び法の支配の分野におけるEUの枠組み
3. 2. 手段とアプローチを含めた司法分野におけるEUの支援
4. 3. 効果的なポスト2015年アジェンダに向けた提案要素

国際協力開発総局

2

司法及び法の支配に対するEUの支援

- 1. 法律及び政策ベース:
- EU条約:
 - 第21条:「...行動は, 自らの創造...を促す...原則に従ったものとする。その原則とは, 民主主義, 法の支配...人権と基本的自由...である」
 - 開発政策に関する第208条



司法及び法の支配に対するEUの支援

- 1. 法律及び政策ベース:
- 2011年EC政策文書
- 「EU開発政策のインパクトの強化: 変化のためのアジェンダ」
- 2011年EC政策文書
- 「第三国へのEUの財政支援に対する今後のアプローチ」





司法及び法の支配に対するEUの支援

- 1. 法律及び政策ベース:
- 2012年EC政策文書
- 「対外関係における市民社会への欧州の関与」
- 2012年人権及び民主主義に関する戦略的枠組みと行動計画



国際協力開発総局

5



司法及び法の支配に対するEUの支援

- 2. これまでのEUの取組:
- さまざまな手段: 財政的, 技術的, 政治的, 外交的
- 2014年~2020年期には860億ユーロ近く(EU予算と欧州開発基金)
- 2007年~2013年期には, 約3分の1を民主的ガバナンスに割当て

国際協力開発総局

6



司法及び法の支配に対するEUの支援

2. これまでのEUの取組:

支援の手段

単独プロジェクト: 集中的支援が求められる場合、または財政支援に対するセクターの適格性条件が満たされていない場合

(部門)財政支援: セクター改革及びセクターワイドでのサービス提供改善のため

非国家主体及び市民社会組織: 変化や改革に向けた持続可能な原動力



司法及び法の支配に対するEUの支援

2. これまでのEUの取組:

アプローチ:

制度的支援: 司法システムの機能障害に対する技術的解決策

サービス提供: 人々のニーズに即応する支援





司法及び法の支配に対するEUの支援

- **2. これまでのEUの取組:**
- 着手点
- インフォーマルな司法: 司法の一連の流れ, 裁判所の運用 (自動化, 総合的サービス, 移動裁判所), 基準と手続, 費用面での利用のしやすさ, 物理的な利用のしやすさ, 信頼性, 偏見, 腐敗, 弁護士会, ADR, 法律扶助, パラリーガル
- インフォーマルな司法: なぜ, 誰が, どのように。ギャップの解消
- 人々のニーズ vs. 組織のニーズ



司法及び法の支配に対するEUの支援

2. これまでのEUの取組:

地域的手法:

司法部門の組織及び立法改革の支援

司法の需要側への取組:

権利保有者の司法アクセス能力の強化

テーマ的手法:

司法制度改革の実現において市民社会組織が触媒として積極的役割を果たせるようにする。





司法及び法の支配に対するEUの支援

- **2. これまでのEUの取組:**
- **学んだ教訓**
- 過去10年間における欧州委員会の支援は、人々の司法アクセスや刑事制度を含め、司法機構の強化にどの程度貢献してきているか？
- JSSRの評価(2012年)
- 開発協力において、人権の主流化という従来の手法から、人権に基づくアプローチを採用する方向へと移行
- (各個人が権利の対象となり、国やその機関に正当な要求を行う権利を保有)



司法及び法の支配に対するEUの支援

- **2. これまでのEUの取組:**
- **結論**
- 1. 複雑さ
- 2. 情報分析と情報源
- 3. アプローチ: 短期間での成果 — 長期的な解決策
- 4. 持続可能性のコスト

司法及び法の支配に対するEUの支援

• 3. 効果的なポスト2015年アジェンダとは？

- **普遍性**
 - アジェンダ自体の性質
 - 相互説明責任
 - 共同責任
- **全員の参加**
 - 政府のあらゆるレベルにおける関与と実行
 - 国民との協議



司法及び法の支配に対するEUの支援

• 3. 効果的なポスト2015年アジェンダとは？

- **人権, 良い統治, 法の支配, 及び民主主義的制度に対する支援への組み込み**
 - あらゆるレベルで即応的な制度
 - 政策の透明性
 - 国民に対する説明責任の仕組み
- **全員の参加**
 - 政府のあらゆるレベルにおける関与と実行
 - 国民との協議



司法及び法の支配に対するEUの支援

• 3. 効果的なポスト2015年アジェンダとは？

- 市民社会及びその他のパートナー
 - 従来の協力手段を越えたグローバル・パートナーシップ
 - マルチステークホルダー・パートナーシップ
 - 国内及び国際レベルにおける民間部門, 市民社会組織, 学術機関



質問と議論



- **御清聴ありがとうございました。**



第 16 回法整備支援連絡会 2015 年 1 月 23 日 大阪

「ポスト 2015 時代における EU の法整備支援」

皆さま、こんにちは。

本日、EU の代表として第 16 回法整備支援連絡会にお招きいただき、このような著名な方々の前で発言する機会を与えていただいたことを大変光栄に存じます。本連絡会では、EU がその開発協力の一環としてとりわけ過去数十年間にわたって継続的に支援を提供してきており、また 2014 年から 2020 年にかけても引き続き改革を支援していくことになっている 1 つの主要な分野を扱っているからです。

ポスト 2015 年の枠組みはまだ完全に決定されているわけではありません。ご存じのとおり、ポスト 2015 年の持続可能な開発目標 (SDG) の成果というのは、非常に意欲的なアジェンダであり、以下に挙げる今日の世界的課題への取組に効果をもたらす変革的なものです。

- 貧困の根絶
- 3 つの側面 (社会面, 経済面, 環境面) のすべてにおける持続可能な開発の達成
- すべての人権及び基本的価値の促進と保護の実現

このような複雑で遠大なアジェンダを実行に移すことは、国際社会がいかに協力するかを再定義するかつてない機会であるといえます。EU の視点で申し上げれば、貧困の根絶と持続可能な開発に向けた新たなグローバル・パートナーシップが必要であり、全員が公平にその責任を分担すべきであると考えられます。

取組は順調に進展しており、すでに強固な基礎が築かれてはいますが、最終交渉の中で成し遂げなければならない課題がまだ多く残されています。公開作業部会の成果は、こうした 17 の目標のセットなのです¹。明確なことですが、持続可能な開発に向けた平和で包摂的な社会の促進、すべての人々に対する司法アクセスの提供、及びあらゆるレベルにおける効果的で説明責任があり、かつ包摂的な制度の構築に

¹ 2015 年以降の SDGs に関する公開作業部会, 2014 年 7 月 19 日

関する目標案 16 が、本日の私たちの議論のテーマに最も深く関係しています。同様に、「ガバナンス」と説明責任、参加、非差別及び透明性の原則も、目標全体にわたってポスト 2015 年アジェンダの主流に組み込まれると考えられます。

さらに、2014 年 12 月 4 日には、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長が、「2030 年までの尊厳への道：貧困の根絶、すべての人々の生活の変革、及び地球の保護」という表題の、ポスト 2015 年開発アジェンダに関する統合報告書の事前版を公表しており、そこでは司法が、尊厳、人間、繁栄、地球及びパートナーシップと並んで、6つの主要な必須要素の 1つとされています²。

交渉に先立って、EU は他の多くの主要機関と同様に、議論における自らの立場を模索し、私たちの運命共同体にとって何が普遍的に認識され承認された枠組みとなるべきかについて最終段階に向けたビジョンを形成しているところです。

さて皆さま、

このことを背景として、ここで法・司法分野の支援を伴う具体的な EU の枠組みと、ガバナンスの分野でのテーマ別支援に基づいて行われるこの分野での EU の経験がいかに有用な思考の糧をもたらすことができるかという話に戻りたいと思います。そして最後に、何が効果的なポスト 2015 年アジェンダの基礎となるべき主要な要素となり得るかについて述べさせていただきます。

1. 司法及び法の支配の分野における EU の枠組み

EU 条約（リスボン条約）の発効以来、EU の行動は次のような規定に基づいています。つまり、「国際舞台における行動は、自らの創造、発展及び拡大を促し、かつ EU がより広い世界で発展を追求する原則に従ったものとする。その原則とは、民主主義、法の支配、人権と基本的自由の普遍性及び不可分性、人間の尊厳の尊

² <http://sd.iisd.org/news/un-secretary-generals-cs-for-post-2015-agenda/>

重、平等と連帯の原則、並びに国連憲章と国際法の原則の尊重である」（リスボン条約第 21 条）というものです。

さらに、同条約には、「EU の開発政策は、貧困の削減ひいては将来的な根絶を主たる目標とするものとする。EU は、自らが実施する政策のうち発展途上国に影響を与え得るものにおいて、開発協力の目標を考慮するものとする」という、開発政策に関する具体的な条項（第 208 条）も規定されています。

私はここで、当該条約のこれら 2 つの条項の高度な法的分析を始めようとしているのではなく、今後の枠組みの設定に関する現在の議論において、両条項がいかに妥当性を有するかを強調させていただきたいと考えています。すなわち、私たちには、民主主義、法の支配及び人権の原則 — これらはいずれも本連絡会における私たちの議論に深く関係していますが — を尊重すると同時に、貧困を根絶するという明確な義務があるのです。

さらに、欧州委員会はこれらの目標を首尾一貫した形で実施するために、新たな政策文書（コミュニケーション）を採択していますが、その中で私たちの議論にとって最も重要なものは、2012 年 5 月 14 日に欧州理事会によって承認された、「EU 開発政策のインパクトの強化：変化のためのアジェンダ」という政策文書です。この文書では、良い統治（グッド・ガバナンス）は、人権、民主主義及び男女平等と並んで、EU 開発政策の 2 つの主要な優先分野の 1 つであることが明言されました。それ以降、ガバナンスに対する EU の支援は、私たちのあらゆるパートナーシップの中でより重要な位置を占めるようになるはずであり、実際、現在進められている 2014～2020 年期の EU の援助計画の策定を見ますと、広い意味でのガバナンス支援が、あらゆる地域において EU の支援の主要部門の 1 つとされています。

次に、もう 1 つの政策コミットメントにスポットを当てさせていただきます。それは、ガバナンスに対する強化されたコミットメントに関する EU の戦略的シフトを示すものであり、具体的に言うと「*第三国への EU の財政支援に対する今後のアプローチ*」に関する政策文書です。その中で欧州委員会は、「EU の財政支援は、EU の対外的行動（EU 条約第 21 条）と開発政策（EU 機能条約第 208 条）の包括的な原則及び目標と一致したものである」ことを確実に実現することを強調しました。さらに、EU 開発政策の一手段としての財政支援は、実績評価と相互説明責任に基

づいて実施されます。EU は財政支援を、以下のような開発の課題や目標に取り組むための変革に向けたベクトルとして提供するのです。

- 人権と民主主義的価値の促進
- 財務管理，マクロ経済の安定，及び腐敗・不正防止の向上
- 人間開発のための良い統治及び包摂的な成長の促進

最後に特に重要な点として、「対外関係における市民社会への欧州の関与」に関する政策文書もまた、全世界における「EU の開発協力への市民社会組織 (CSOs) 及び地方自治体の関与に関する体系的対話」の結果に基づいて、私たちと市民社会組織とのパートナーシップの変革を追求するものです。この文書では、本質において、それぞれの国の特異性を十分に考慮した上で、世界各地の市民社会組織への EU の関与におけるより強力で戦略的なアプローチを提案しています。こうした市民社会組織への戦略的関与は、民主的ガバナンス及び説明責任における市民社会組織の役割の強化に重点を置いて、私たちのあらゆる政策手段やプログラムの中に主流として組み込まれることになると考えられます。

そして最後に、2012 年 7 月 25 日に人権及び民主主義に関する戦略的枠組み及び行動計画が、欧州理事会によって採択されました。その際に欧州理事会は、とりわけ次のように総括しています。「EU は、その対外的行動のあらゆる分野において例外なく人権を促進していく。開発協力の分野では、EU は人権に基づくアプローチを用いて、人権に関する国際的義務の履行におけるパートナー諸国への支援活動を確実に強化することになる」³

「ガバナンス」の問題に対する EU のこうした重点強化と積極的な立場について、私たちはどのように結論付けるべきなのでしょうか。

EU のすべての機関、すなわち欧州理事会、欧州議会、欧州委員会及び欧州対外行動局はもとより、EU 加盟国及び市民社会パートナーもまた、EU 全体がリスボン条約で明示されたとおり目標及び原則に対して忠実で確固たる姿勢を示すことを期待しています。私たちは自らのコミットメントを忠実に守らなければならない、私たちがそうした目標を達成するかどうかは、国際社会のすべてのメンバー、世論、あるいは国や非政府組織といったパートナーの監視の対象となっています。

³ 欧州理事会決定、2012 年 6 月 25 日、ルクセンブルク (11855/12)

このことは、昨年 12 月に出された開発に関する理事会の結論においても改めて示されました。それを引用しますと、「…平和で包摂的な社会、民主的ガバナンス及び法の支配に重点的に取り組む必要性である。これらの問題解決を首尾よく促進することが、ポスト 2015 年アジェンダを変革的なものにするための重要な要素である。人権と基本的自由が尊重され、保護され、遵守されなければならない (…)。我々は、治安機関や司法機関を含む各種機関が正統性を持ち、説明責任を負い、効率的であり、かつ法の支配に従って行動することを保障する必要がある」⁴。

このアジェンダがどのようにして形成され得るのかという点については、私のスピーチの最後の部分で改めてお話しするつもりですが、ここでは皆さまが専門的に取り組んでおられる課題分野である、司法及び法の支配に対する支援の分野におけるこれまでの EU の取組について、少し時間をとって詳しくお話しさせていただきたいと存じます。

2. 法整備支援分野におけるこれまでの EU の取組；手段とアプローチ

司法及び法の支配の分野を含む発展途上国に対する EU の援助は、財政的、技術的、政治的及び外交的という各種の手段を通じて実施されます。財政的支援に関しては、2014～2020 年期における EU の開発資金援助額は 860 億ユーロ近くに上りました (EU 予算からの対外援助費が 587 億ユーロ、第 11 次欧州開発基金 [EDF] が 269 億 8,000 万ユーロ)。前期においては、私たちの資金援助のおよそ 3 分の 1 が民主的ガバナンスに割り当てられました。EU には、広い意味での司法及び民主的ガバナンス分野における改革プログラムを支援するために、自由に使うことのできる資金援助手段が数多くあります。私たちは、例えば改革の短期的目標と長期的目標の調整を図るために、それらを補完的な方法で用いるように努めています。しかし、私たちのこれまでの経験によると、とりわけそうした分野における資金援助を成功させるためには、必ず技術的支援と首尾一貫した政策、及び関係するパートナー国との政治的対話が伴わなければならないことが実証されています。

⁴ 開発に関する理事会決定、2014 年 12 月 16 日、第 22 項

技術的には、私たちは司法改革をプロジェクト・ベースで支援することも、あるいは先に言及した財政支援の手段を使った資金融通により支援することもできます。さらにはプロジェクト・アプローチと財政支援アプローチの両方を補完的に用いることもできます。手段の選択は支援対象国の状況と明白に関係しており、より具体的に言えば、司法支援に関しては、全体的なガバナンスの状況やパートナー国の政治的コミットメント、そしてパートナー国との政治的・政策的対話と関係しています。さらに、非国家主体や市民社会組織は、変化や改革に向けた持続可能な原動力であり、EU は司法支援の分野においても、それらと戦略的に協力するように努めています。

全世界での司法及び法の支配の支援における過去 10 年間にわたる EU の取組に関して言えば、私たちの支援は、司法の問題に対する技術的解決策に集中した支援による国家機関内部の組織能力の構築に重点を置き、研修、助言、資本設備の提供及びインフラ開発を通じて、支援を提供してきました。この種の組織支援は、司法部門の能力とガバナンスの強化に役立ちます。このアプローチを通じて、EU は司法部門の改革に対し多くの積極的貢献を果たし、効果的な司法の提供に必要な制度的枠組みを強化してきました。しかしながら、そうしたアプローチが必ずしも人々、とりわけ脆弱な人々の司法アクセスの増加につながっているとは限りません。その一方で、サービス提供アプローチは、最も困窮している人々に対してより優れたサービスを提供する各種機関の能力に重点を置いています。多くの場合、これは必ずしも、本質的に長期間に及ぶ部門内の組織文化の抜本的変革なしに行われるものではありません。人々の法意識とサービス要求能力を向上させ、また既存の法体系を利用することにより、この長期的な組織変革は強化されます。このように、効果的で持続可能な司法改革というのは、一方では組織支援と効果的な司法機関の必要性とのバランスを、また他方では人々への法的能力の付与と司法に訴える能力とのバランスをとるように努めるものなのです。

司法アクセスの支援において、これまで EU はどのように対応してきているのでしょうか。

パートナー国と司法改革プログラムに取り組む場合、私たちは次第に司法アクセスに重点を置くようになってきています。なぜならそれが、貧困への取組と貧しい暮らしを送っている人々の人権の保護に向けた、主要な推進要因の 1 つだからです。

国家は、すべての国民が差別されることなく平等に、権限があり公平な司法・裁判制度を利用できるようにするという法的義務を負っています。司法アクセスというのはそれ自体が基本的権利であるだけでなく、その他すべての市民的、文化的、経済的、政治的及び社会的権利の保護と促進のために不可欠な前提条件でもあるのです。

世界の多くの地域における現実を見ますと、とりわけ脆弱な人々（貧困者、障害者、女性と子供、少数民族、先住民）は今もなお、差別、法意識の欠如、法的能力の剥奪、法律扶助の欠如、フォーマルな司法へのアクセスの経済的困難、あるいは司法制度の構造的欠陥（裁判所の不均等な分布、腐敗、時間がかかり時として不公平な訴訟手続、判決の強制力の弱さ等）といった、司法アクセスに対する数々の課題や障害に直面し続けていることを示唆しています。

また国レベルの実情をみますと、脆弱な人々が司法を求める場合は、法多元主義社会の中でインフォーマルな司法システムをより好むことが多く、比較的小さな地域社会に住んでいる人々や、共通の慣習、言語及び信条を共有している人々の場合は特にそのような傾向があります。そうしたインフォーマルな司法には、簡素化された手続、親しみやすさ、近接性、低費用、スピード、共通言語、地域社会の関与、及び地域社会の価値観に基づいた決定がされやすいということがあります。それにもかかわらず、インフォーマルな司法制度は、とりわけ最も貧困で恵まれない地域社会の住民にとって、有意義な司法に対する障害となる可能性があります。しばしば既存の権力構造を強化し、エリート層の優位性と影響力を強めることになる可能性もあります。場合によっては、インフォーマルな司法制度は個人の利益よりも地域社会の利益を優先し、そのために地域社会で最も貧しい人々の状況がさらに悪化するという悪影響をもたらすことがあります。インフォーマルな司法制度では、個人の法的権利や国際的な人権基準が考慮されることはあまりありません。

従来から EU では、二国間協力を通じて司法改革を伴う技術的及び財政的支援を提供することにより、司法アクセスを支援してきました。主にフォーマルな司法制度に重点化し、国民に対して効果的なサービスを提供するための制度的な能力の構築に取り組んできました。選択された援助の方法や範囲に関係なく、司法アクセスは、EU の資金援助による司法プロジェクトの大半においてだけでなく、市民社会組織や他のドナーとの政策対話や協議においても、大きな注目を集めています。それに加えて、人権に関するテーマ的機関（「民主主義・人権のための欧州機構」）の

下では、法律扶助へのより幅広いアクセスと貧困者に対するパラリーガルの支援を提供する法的枠組みの改善を提唱し、最も脆弱な人々の法及び慣行における基本的権利（例えば、先住民の集団的権利、女性や子供の土地に対する権利や相続権等）を認識し、あるいは拘留者に対して法的支援を提供することにおいて地域の市民社会を関与させることによって、司法アクセスに取り組んでいます。

近年、司法部門への EU の支援に関するいくつかの評価や調査に基づき⁵、また EU の対外的行動における人権の第一義的重要性に関する政策の進展を考慮して⁶、私たちは開発協力において、人権の主流化という手法から、人権に基づくアプローチを採用する方向へと移行しつつあります。このことは、各個人は権利の対象であり、義務と責任を負う国家及びその機関に正当な要求を行う権利を有するということを意味します。人権に基づくアプローチの下では、権利保有者と責任負担者が特定されて、責任負担者の義務履行能力や権利保有者の権利主張能力の支援が可能になるため、説明責任が明確になります。また、包摂性、参加、透明性及び説明責任というガバナンスの原則の重要性も強調されます。

司法部門の場合には、人権に基づくアプローチは、人権に関する法律、政策及び戦略の適切性を評価し、一般及び司法分野における主要な人権問題を特定し、具体的な人権目標を設定し、人権を促進及び保護するサービスとサービス提供者を特定するという形に置き換えられます。その上で当該アプローチでは、主要なアクターを強化して、それら対話に参加し、責務を全うし、司法提供メカニズムと国家機関に人権に関する彼らの欠陥に対し説明責任を負わせることができるようにすることに重点が置かれます。これらには、法・制度改革、法的機関内における能力構築や人権啓発、擁護活動、脆弱なグループの教育及びエンパワーメント、サービスや法律扶助の整備などが含まれる場合があります。

インフォーマルな司法制度に対する支援に関しては、いくつかの選択肢を探ることができます。1 つ目は、手続上及び実体上の保護の強化を目的として、慣習的制度改革を内側から支援することです。2 つ目は、代替的な紛争解決手段を提供する新たな機関の創設を検討することです。3 つ目は、慣習的法制度とフォーマルな法

⁵ 司法及び治安部門の改革に対する EU の支援の評価, EuropeAid, 2012 年

EuropeAid 参考文書第 9 号 – ACP 諸国の司法改革に対する支援, 2010 年

EuropeAid 参考文書第 15 号 : 司法及び法の支配に対する支援 : 過去の取組のレビューと今後の EU 開発協力計画に対する指針, 2012 年

⁶ 人権及び民主主義に関する EU の戦略的枠組み及び行動計画, 2012 年

制度との接点を考え、慣習的・伝統的レベルで行われる司法のやり方に影響を与えるために国家がその接点をどのように修正、規制または利用すればよいかを考えることです。ここでお伝えしたい重要な点は、これらのアプローチは司法アクセスの向上という目標に適合するように、慣習的制度に対する広く深い理解に基づいている必要があるということです。近年 EU は、例えばガンビア、フィリピン、バングラデシュあるいはモーリタニアといった国々における、インフォーマル・伝統的な司法メカニズムの支援への関与を開始しています。

3. 効果的なポスト 2015 年アジェンダのために提案する要素

さて皆さま、

ここからはあと少しの残り時間を使い、私たちのこれまでの経験を念頭に置いて、ポスト 2015 年期に対する展望について見ていきたいと思えます。

もしも私たちが理想的な世界において、効果的なポスト 2015 年アジェンダの中に盛り込むべき主要な要素や原則を定めようとするのであれば、私なら、ガバナンス、法の支配及び人権に関して、最終的な枠組に以下の 5 つの要素を盛り込むことを主張するでしょう。

● 本質的なアジェンダの普遍性と相互説明責任

ポスト 2015 年アジェンダは本質的に普遍的なものであるため、グローバル・パートナーシップは、共同責任、相互説明責任及び各自の能力の原則に基づくことが望ましいと考えられます。どのような発展段階にある国家も、その実行に関与し、責任を負う必要があります。最高レベルでの政治的コミットメントに支えられた国家のオーナーシップが実行の中核となります。

● 全員の参加

基本的原則として、政府のあらゆるレベルにおける関与と実行が不可欠となります。私の見解では、これはすなわち、すべての政府が国民と十分に協議をした上で、最も脆弱な人々を含めた社会の全構成員に手を差し伸べる必要性を念頭に置い

て、いかにして目標やターゲットの達成に貢献していくかを決定する必要があるということです。

- **人権、良い統治、法の支配及び民主主義的制度に対する支援への組み込み**

国家レベルや地方レベルでの実施においては、各国は法の支配に基づいた民主的プロセスを通じて、効果的かつ即応的な制度、政策の透明性及び国民に対する説明責任のシステムを促進することが必要となります。先に詳しく述べてきたように、このことは、EU とそのパートナーとのあらゆる協力関係の基礎になるものとして、再三にわたって明言されています。

- **市民社会及びその他のパートナーの役割**

パートナーシップは、国内・国際レベルにおける民間部門、市民社会、学術機関及び知識機関の参加を得て、従来の協力手段を越えたより効果的かつ包摂的な形のマルチステークホルダー・パートナーシップを促進するものとなるべきです。

- **測定可能性と説明責任**

パートナーシップは、合意された目標・ターゲットの達成に直接的に貢献する、測定可能で、具体的かつ持続可能な成果に明確に焦点が当てられたものとなるべきです。すべての利害関係者に対する透明性と情報の共有がその枠組みの中心となるべきであり、それによって国民や利害関係者のための、あらゆるレベルでの強力な監視、説明責任及びレビューの重要性が強化されるとともに、フィードバックと学習が促進されるようにしなければなりません。

当然ながら、これらの要素は、今後の合意の一部となるべきものを完全に網羅しているわけではありませんが、私たちはこれらを、間もなく交渉の終結を迎えようとしているプロセスにおいて重要なものであると考えており、これらは過去 10 年間における私たちの開発協力の経験から学んできた教訓に多く基づいています。世界のさまざまな地域で実施されたそれらのプロジェクトやプログラムからの学習が、プロセスの中での私たちの思考を導いているのです。

さて皆さま、

結論といたしまして、司法分野における協力は、改革に対する政治的意思、コミットメント及び確固たる関与を表明している国において最も効果的であるという見解

については、全員が共有できているものと考えております。国家のシステムを通じて、国のリーダーシップの下で協力的に取り組んだほうが、貧しい人々の権利の保護や実現が持続可能な形で成し遂げられる可能性がより高くなると私は確信しています。さらに、いかなる開発アジェンダにおいても、市民社会組織への戦略的関与がその重要な要素の一部となります。

EU は、明確かつ強力な法的・政治的枠組みを整備しているだけでなく、司法の分野はもとより、より広く民主的ガバナンスや人権の分野においても、パートナー国との活動において共有できる長年にわたる経験も有しており、引き続き、強固なポスト 2015 年アジェンダの成果の最終的な成功の実現とそれに対する貢献に向けて、相応分の協力をすることにコミットしています。

EU は、2015 年 7 月に開かれる開発資金に関する会議と、同年 9 月に開かれるポスト 2015 年開発アジェンダに関する国連サミットに向けた準備を考慮して、国連での最終交渉に先立って、意欲的、変革的かつ包摂的なポスト 2015 年アジェンダに対する明確なコミットメントを既に表明しています。EU は、組織内部の意思決定構造の中での自らの立場をさらに進展させており、私たち欧州委員会の側では、司法を含むガバナンスに関する強力なポスト 2015 年アジェンダの達成と、今後に向けた強力なグローバル・パートナーシップの構築のために、EU の政治的・法的な取組に沿った方向で引き続き推進していく所存です。

御清聴、ありがとうございました。

第16回法整備支援連絡会

政府開発援助（ODA）大綱の見直し ～ODA大綱から開発協力大綱へ～



平成27年1月23日
外務省国際協力局

1

政府開発援助(ODA)大綱見直しの経緯と背景

ODA大綱

政府の開発援助の理念や原則等を明確にするために策定した閣議決定文書。

経緯

1992年6月 ODA大綱 閣議決定

(理念の明確化や政策面での強化を進める)

2003年8月 ODA大綱 改定(閣議決定)

(ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高め、国民参加を拡大、日本のODAに対する内外の理解を深める)



見直しの背景

1. ODAに求められる役割の多様化

国家安全保障戦略や日本再興戦略においてODAの積極的・戦略的活用が明記されているように、国際貢献と国益の両立の観点から、ODAに期待される役割の多様性・重要性が増している。

●**国家安全保障戦略**: 積極的平和主義に基づき、普遍的価値の共有や人間の安全保障の実現、開発課題や地球規模課題の解決、国際平和協力等のためにODAを積極的・戦略的に活用すること等が謳われている。

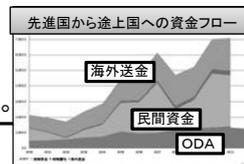
●**日本再興戦略**: 途上国の開発に貢献すると同時にその成長を取り込むことで日本経済の活性化にもつなげるべく、経済分野での国際展開支援にODAを積極的・戦略的に活用すること等が謳われている。(インフラ輸出、中小企業支援、資源確保等)

2. 国際社会の開発に関する議論の変化

ポスト2015年開発アジェンダ策定に向けた議論に代表されるように、国際社会の開発に関する議論が変化し、従来の貧困撲滅に加え、新たな視点や課題が俎上に上っている。(例: 持続可能な開発、成長、格差是正、防災、国際保健)

3. 非ODA資金との連携強化の必要性

途上国の開発にとって、民間資金や非ODA公的ファイナンスが重要な役割を果たすようになり、ODAとこれら非ODA資金との連携強化の必要性が高まっている。



11年以上ぶりのODA大綱改定を決定

新大綱「開発協力大綱」案の概要

名称 開発協力大綱

—平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために—

- ◆ **開発協力**＝開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動
- ◆ 我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動(OOF, PKO等)や開発を目的とする又は開発に資する政府以外(企業や地方自治体, NGO等)の資金・活動との**連携を強化**



名称変更の背景

- 協力のスコープの拡大(DACリストからの卒業国への協力の実施等)
- 政府にとどまらない、オールジャパンの協力の中核、原動力としての役割(民間企業, NGO等, 様々な資金・活動との連携強化)
- 「援助」から「協力」へ(途上国との対等なパートナーシップによる協力)

本文

前文 (現状認識)

●我が国を取り巻く環境の大きな変化

- **国際的な経済活動の拡大, 相互依存の深化, 非国家主体の影響力増加**
 - **新興国・開発途上国の経済的重要性の高まり**
 - **我が国自身の経済社会状況**
- ➔ 平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益と分かちがたく結びつく。



●開発課題の多様化・複雑化・広範化

➢ **開発の進展・単純な所得水準だけでは計れない開発課題**

- ✓ 成長する新興国・開発途上国における課題(脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定・国内格差, 持続可能性の問題, 「中所得国の罠」)
- ✓ 小島嶼国等における特別な脆弱性の問題

➢ **脆弱性故に成長から取り残された国々への対処**

- ✓ 脆弱性からの脱却(安定的な開発の基盤確保, 開発の歯車の始動)が課題



3

1. 理念

(1) 開発協力の目的

- 我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。
- こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。
- ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄に資する様々な取組を推進するための原動力。



(2) 基本方針

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

- 非軍事的協力による世界の平和と繁栄への貢献は、平和国家としての我が国のあり方を体現するものとして高い評価を得ている。
- 今後も、開発協力の**軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守**。

イ 人間の安全保障の推進

- 人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念。
- 脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点をあて、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う。
- 女性の権利を含む基本的人権の推進に積極的に貢献。



ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

- 開発途上国自身の自発性と自助努力を重視。自立的発展に向けた協力を実施。
- 人づくりや経済社会インフラ整備, 法・制度構築等, 自助努力, 自立的発展の基礎の構築を重視。
- 相手国からの要請を待つだけでなく、我が国から積極的に提案を行うことも含め、相手国等との対話・協働を重視。

4

2. 重点政策

(1) 重点課題

ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

- 貧困問題の解決には、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠。経済成長は、「質の高い成長」(包摂性、持続可能性、強靱性)でなければならず、日本の経験・知見・技術を活かして、これを支援する。
- 脆弱国等には、人道的観点からの支援、脆弱性からの脱却のための支援を実施。
- この観点から、経済成長の基礎及び原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発の推進のための支援等を実施。



イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

- 「質の高い成長」による安定的発展の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠。
- このような発展の前提となる基盤を強化する観点から、普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を実施。
 - 普遍的価値の共有: 法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等
 - 平和・安定・安全な社会: 平和構築、緊急支援(災害救援等)、安定・安全への脅威への対応(海保、テロ、治安維持、国際公共財等)



国民和解会議

ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

- 地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、ミレニアム開発目標(MDGs)・ポスト2015年開発アジェンダ等の議論を十分に踏まえ、国際社会全体として、持続可能かつ強靱な社会の構築を目指す。

(2) 地域別重点方針

- 世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施。
- 地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる。
- 開発の進展が見られても様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力をを行う。
- アジア地域は、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力をを行う。
- ASEAN、南アジア、中央アジア・コーカサス、アフリカ、中東、中・東欧、中南米、大洋州・カリブの各地域毎に重点方針を定める。

5

3. 実施

(1) 実施上の原則

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

(ア) 戦略性の強化

- 外交政策に基づき、開発協力量針の策定・目標設定を行う。
- ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。
- 政策や事業レベルでの評価を実施。結果を政策決定過程に適切にフィードバック。

(イ) 日本の持つ強みを活かした協力

- 民間等からの提案を積極的に取り入れる。インフラ建設等のハード面のみならず、システム、人づくり、制度づくり等のソフト面の両面で日本の知見と経験を総合的・積極的に活用。

(ウ) 国際的議論への積極的参加

イ 開発協力の適正性確保のための原則

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障にかかる状況

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

- 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避。非軍事目的の開発協力で軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、実質的意義に着目し、個別具体的に検討。

(ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況 (エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響 (オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮 (カ) 不正腐敗の防止 (キ) 開発協力関係者の安全配慮



(2) 実施体制

ア 政府・実施機関の実施体制整備

イ 連携の強化

(ア) 官民連携、自治体連携

- 民間部門の資源の取込み、民間部門主導の成長促進により、開発途上国の経済発展を一層力強く、効果的に推進。日本自身の力強い成長にもつなげる。
- 開発協力は、民間部門の優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てるための触媒としての機能を果たす。
- 中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化。

(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携

- 緊急人道支援のための国際機関やNGO等との連携、PKOとの連携推進に引き続き取り組む。

(ウ) 国際機関、地域機関等との連携 (エ) 他ドナー・新興国等との連携 (オ) 市民社会との連携

ウ 実施基盤の強化

- 資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するために必要な基盤を強化すべく、必要な努力を行う。

(ア) 国民及び国際社会の理解促進 (イ) 開発協力人材・知的基盤の強化



6